



令和8年度

償却資産申告の手引

申告期限

令和8年1月30日(金)

提出先

大野市役所 1階⑤番窓口

行政経営部 税務課 資産税グループ

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

TEL 0779-66-1111 内線1305~1308

○大野市役所ホームページのご案内

<<http://www.city.ono.fukui.jp>>

償却資産の申告を行う際に必要となる様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

○eLTAX（電子申告）について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告も受け付けています。

申告書を持参・郵送することなく、オフィスやご自宅等からインターネットを利用して申告することができます。

詳しい内容や手続きにつきましては、eLTAX ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp>) でご確認ください。

※申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒などを必ず同封してください。同封されていない場合には、返送できかねますのであらかじめご了承ください。

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業に用いることができる資産で、法人税法または所得税法の規定によって、その減価償却額または減価償却費が、所得の計算上損金または必要経費に算入される有形固定資産です。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

2 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在で、大野市内に事業用の償却資産を所有している法人および個人の方や、これらの償却資産を他の事業者に事業用として貸し付けている方は、資産の多少にかかわらず申告が必要です。

※該当資産がない方や資産の増減がない方も申告書の提出をお願いします。また、廃業・解散・転出された場合も備考欄にその旨を記入して申告してください。

3 申告の対象となる資産

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価額または製作価額が20万円以上の資産
- (2) 取得価額または製作価額が20万円未満であっても、減価償却資産として計上している資産
- (3) 租税特別措置法を適用して損金算入（即時償却）した資産
- (4) 耐用年数を経過し法定の減価償却が終わっていても、事業の用に供している資産
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産であっても、その一部または全部が1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- (6) 資産の所有者が、他に貸し付けて、事業のために用いられている資産
- (7) 割賦金の完済していない割賦買入資産で、既に事業の用に供している資産
- (8) 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産で、本来減価償却が可能な資産
- (9) 遊休または未稼働資産で、事業の用に供することができる状態にある資産
- (10) 清算中の法人で、自ら清算事務に供している資産および他の事業者に事業用として貸し付けている資産
- (11) 社宅、宿舎用の資産
- (12) 道路運送車両法上の大型特殊自動車
- (13) 改良費（資本的支出）として資産計上している資産
- (14) その他、上記以外で税務会計上減価償却の対象としている資産（家屋・無形減価償却資産を除く）

実際には、次のようなものが対象となります。

資産の種類		細目
1	構築物 (建物付属設備を含む)	橋・軌道・貯水池・煙突・水槽・塗装路面・打込井戸・門・堀・広告塔・庭園・その他土地に定着した土木設備等 建物付属設備(屋外の給排水設備、簡易間仕切り等建物から独立した諸設備)
2	機械および装置	電気機械・化学機械・土木機械・建設機械・繊維機械・印刷機械・医療用機械・工作木工機械・運搬・昇降機械・冷暖房用付属機械・ガソリンスタンド設備・その他物品の製造・加工、修理等に使用する機械および装置
3	船舶	一般船舶等
4	航空機	一般航空機等(農業用ドローンは機械及び装置、撮影用ドローンは工具、器具及び備品に含む)
5	車両および運搬具	自転車・荷車・リヤカー・構内運搬車・フォークリフト・スキーリフト・キャタピラーを有する自動車・パワーショベル・タイヤローラー等の大型特殊自動車等(自動車税または軽自動車税が課せられるものを除く)
6	工具・器具および備品	机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備・応接セット・テレビ・マネキン人形・陳列ケース・ネオンその他測定工具、取付工具、切削工具、雑工具等の工具器具、什器および備品

4 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税または軽自動車税の対象となるもの（小型フォークリフトなど）
- (2) 使用可能期間が1年未満の資産
- (3) 取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの
- (4) 取得価格が20万円未満の資産で、3年間で一括して均等償却されたもの
- (5) 無形減価償却資産（漁業権・電話加入権・特許権など）

5 提出書類および記載事項

		償却資産申告書	種類別明細書		記載事項等
			増加資産・全資産用	一覧表	
継続の方	変更なし	○	—	—	備考欄に「増減なし」と記入
	増加	○	○	—	取得(増加)した資産を記入
	増加・減少	○	○	○	取得(増加)した資産

					を記入・減少した資産を一覧表から赤線で抹消
	減少	○	—	○	減少した資産を一覧表から赤線で抹消
新規の方	全資産申告	○	○	—	対象となるすべての資産を記入

※法人の場合は、法人税申告書の別表 16(2)（機械・装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品の償却方法を定額法としている場合は（1）の写し（直近に提出されたもの）を必ず提出してください。

6 償却資産の課税について

- (1) 評価額 個々の資産の取得時期・取得価格・耐用年数をもとに評価額を算定
評価額の合計が決定価格 ※評価額が取得価格×5%を下回る場合は5%の額
決定価格の千円未満を切捨てた額が課税標準額
- (2) 免税点 課税標準額の合計が150万円未満は課税なし
- (3) 税率 1.4%
- (4) 税額 課税標準額×税率（1.4%）
- (5) 納期 4回の納期（1期：4月、2期：7月、3期：12月、4期：2月）

【評価額の算出方法】

$$\text{前年中取得した資産} \quad \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} / 2) \leftarrow \text{減価残存率}$$

$$\text{前年前取得した資産} \quad \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \leftarrow \text{減価残存率}$$

(参考) 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886
				20	0.109	0.945	0.891

【課税標準額計算例】

取得年月日 令和 7 年 4 月の場合

取得金額 10,000,000 円

耐用年数 5 年 (減価率 0.369)

○令和 8 年 $10,000,000 \text{ 円} \times 0.815 = 8,150,000 \text{ 円}$ ※前年中取得 $0.815 = 1 - 0.369 / 2$

○令和 9 年 $8,150,000 \text{ 円} \times 0.631 = 5,142,650 \text{ 円}$ 前年前取得 $0.631 = 1 - 0.369$

○令和 10 年 $5,142,650 \text{ 円} \times 0.631 = 3,245,012 \text{ 円}$

・・・ ○令和 15 年 $514,437 \text{ 円} \times 0.631 = 324,610 \text{ 円} \leftarrow 500,000 \text{ 円}$

取得額の 5% を下回るため最低限度額となる

7 実地調査等のお願い

申告内容の確認のため地方税法第 408 条の規定に基づき、実地調査等を行うことがあります。その際は、帳簿（国税申告書添付書類等）の提出、担当者の立ち会い等にご協力をお願いします。

8 過疎地域における課税免除について

農林水産物販売業、製造業、旅館業及び情報サービス業等の青色申告事業者で、償却資産と家屋の取得、製作及び建設額が 500 万円以上（資本金の規模に応じる）の場合、取得した資産の課税が 3 年間免除されます。免除認定には、申告書の提出が別途必要となります。

9 非課税及び課税標準の特例措置

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を満たす償却資産は非課税となります。

また、地方税法第 349 条の 3 並びに同法附則第 15 条等に規定する要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書」の摘要欄に適用条項を記入し、課税標準の特例にかかる資料とともに提出ください。

※特例にかかる資料 (例：各種申請書・届出書・検査証・許可証等の写し、写真・仕様書・所在図等)

10 注意事項

- (1) 正当な理由がなく申告されなかった場合、または虚偽の申告をされた場合には、地方税法等の規定により不足税額および延滞金を徴収の上、罰金過料等を科せられることがありますのでご注意ください。
- (2) 申告書には個人番号や法人番号の記入が必要となっています。
- (3) 課税免除や課税標準の特例を受ける場合、添付書類が必要な場合があります。
- (4) 固定資産税（償却資産）については、圧縮記帳の適用が認められておりません。
- (5) 申告書（提出用）とは別に（控用）をお持ちいただければ、受付印を押印の上お返します。

<参考>

主な資産の耐用年数表

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数から一部抜粋

資産の種類	構造又は用途	細 目	耐用年数
建物附属設備 (構築物に含まれる)	電気設備(照明設備含む)	蓄電式電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
構築物	広告用	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
		その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるもの除く)	20
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
		アスファルト敷、木れんが敷	10
		ビチューマルス敷	3
	農林業用	主として金属製のもの	14
		その他のもの	8
	コンクリート造又はコンクリートブロック造	塀・門	15
車両及び運搬具		フォークリフト	4
工具・器具及び備品	工具	測定工具及び検査工具	5
	家具、電気機器、ガス機器、及び家庭用品	事務机、椅子、キャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		陳列棚、陳列ケース	
		冷凍機又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6

	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事又は厨房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	事務機器及び通信機器	
	電子計算機	
	パソコン（サーバー用以外）	4
	その他のもの	5
	複写機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
	看板及び広告器具	
	看板、ネオンサイン及び気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
	容器及び金庫	
	金庫	
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
	理容又は美容機器	
	5	
	医療機器	
	手術機器	5
	歯科診療用ユニット	7
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6
機械及び装置	食料品製造業用設備	10
	繊維工業用設備	
	炭素繊維製造設備（黒鉛化炉）	3
	その他の設備	7
	木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
	印刷業又は印刷関連業用設備	
	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	窯業又は土石製品製造業用設備	9
	農業用設備	7
	林業用設備	5
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
	自動車整備業用設備	15
	宿泊業用設備	10
	飲食店業用設備	8
	電気機械器具製造業用設備	7
	太陽光発電設備	17

〈償却資産申告書記載例〉

個人番号、法人番号（マイナンバー）を右詰めで記載してください

「提出用」を提出してください。

※印字してある住所、氏名、担当税理士等で、変更や誤りがあればその箇所を見え消し線で消し、正しい項目を記入してください。なお、事業種目にについて記入されている場合がありますのでご了承ください。

用出提

〈種類別明細書記入例〉（増加資産・全資産用）

182052	大野市		
令和〇年度○種類別明細書(増加資産・全資産用)			
番号	登録区分	番号	登録区分
1 携帯機	4 新空港	2 緑林及び装置	5 宮町及び運動具
3 その他	6 工具、器具及び備品		

行 番 号	資 産 の 種 類	資產コード	資產の名稱等 (漢字・カタカナ・数字・英字 で記入してください。)	数量	取得年月 年 号	販 賣 額 十億 百万 千 円	販 賣 額 十億 百万 千 円	減 価 残 高 十億 百万 千 円	減 価 残 高 十億 百万 千 円	課 税 標準 の 特 別 率 1-ト- ド	課 税 標準 の 特 別 率 1-ト- ド	増 加 理 由
01						0.	0.	0.	0.	1-2	1-2	○
02	2		防犯装置	1	5 0 5 0 5	2 500 000	8 0.	0.	0.	1-2	1-2	○
03	6		電動のこぎり	1	5 0 5 1 0	200 000	4 0.	0.	0.	1-2	1-2	○
04										1-2	1-2	○
05										1-2	1-2	○
06										1-2	1-2	○
07										1-2	1-2	○
08										1-2	1-2	○
09										1-2	1-2	○
10										1-2	1-2	○
11										1-2	1-2	○
12										1-2	1-2	○
13										1-2	1-2	○
14										1-2	1-2	○
15										1-2	1-2	○
16										1-2	1-2	○
17										1-2	1-2	○
18										1-2	1-2	○
19										1-2	1-2	○
20										1-2	1-2	○
												小計 2 700 000

※特例、非課税の資産を所有している場合は、必ずその旨を空所、申告書の備考欄等に記入してください。

3は「昭和」
4は「平成」
5は「令和」
です。

何枚のうち何枚目
かを記入してください。

該当する増加事由
の番号を○で囲んで
ください。
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による
受け入れ
4. その他

(減価残存率～課税標準額)
原則記入の必要はありません。
ただし、電算システムによる全資産申告
をされる方は記入が必要（課税標準の特
例コード除く）です。

該当する増加事由
の番号を記入してください。
1. 新品取得
2. 中古品取
得
3. 移動に入
れ
4. その他

償却資産を取得する
ために支払った金額
(購入手数料、運搬
費、開税、保険料等
を含む)を記入して
ください。

注意 「増加理由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

